

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和6年4月2日

京都市長 松井 孝治

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-007	令和6年3月27日	京都市西京区大枝西新林町5丁目1番1から1番16まで、1番18から1番28まで、4番から7番まで、200番1の一部、200番2の一部及び無番地

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)